

# 狩猟犬・罾などに設置する 狩猟用発信器について

最近、狩猟犬・罾などに装着する発信器の電波が消防無線などの重要無線やアマチュア無線に妨害を与える事例が多発しています。このような発信器は総務大臣の免許がいない微弱な電波を発射する無線機としてインターネットショッピング等で販売されていますが、実際は、電波法令で定める微弱な電波ではない疑いが強いと考えられます。

■このような狩猟用発信器を装備している場合は、直ちに取り外すとともに、電池等を抜き取り、**電波が出ないように措置**をお願いします。

■このような狩猟用発信器が、**アマチュア無線局として免許になることはありません。**



## 不法電波は罰せられます

### 【不法開設】

■電波法では、無線局を開設する場合、電波法令で定める微弱な電波を発射する無線機を除いて、総務大臣の免許を受けなければなりません。総務大臣の免許を受けずに無線局を開設した場合は、**1年以下の懲役または100万円以下の罰金に処せられる**ことがあります。（電波法第110条）

### 【重要無線通信妨害】

■警察や消防などの重要無線通信の機能を妨害した場合は、**5年以下の懲役または250万円以下の罰金に処せられる**ことがあります。（電波法第108条の2）



総務省

Ministry of Internal Affairs and Communications

東海総合通信局 電波監理部 監視課

052-971-9472 <http://www.soumu.go.jp/soutsu/tokai/>